

## 「WTO 協定と規制；安全保障のための輸出管理との関係は？」

木村藍子（主任研究員）

本年 7 月 1 日、経済産業省（以降、経産省）は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、韓国向けの輸出について厳格な制度の運用を行う旨を発表した<sup>1</sup>。この前日から、主要紙はじめ、制度について正確性に欠ける報道が大量に行われているが、その一因が、一般にはあまりなじみのない制度であり、わかりにくいことにあると思う。

そこで今回は、WTO 協定において認められている規制を概観した上で、今話題となっているわが国の安全保障を目的とした輸出管理について、簡単に紹介してみたい。

## 1. WTO 協定と規制 ～貿易自由化の原則の例外、では輸出規制の扱いは？～

## (1) 貿易自由化の原則の例外

WTO 協定は、最恵国待遇<sup>2</sup>、内国民待遇<sup>3</sup>、数量制限の禁止等、多国間貿易の自由化を原則として規定している。しかし、野放図に何でも自由に取引することを求めているわけではなく、協定においても秩序ある貿易を維持・発展させるための一定の規律を定め、かつ各加盟国が正当な国内規制を定めることについても認めている。ただし、各加盟国が国内規制を隠れた国内産業保護等目的で濫用することを防止するために、この貿易自由化の原則の例外について、一般例外（GATT20 条）、安全保障例外（GATT21 条）<sup>4</sup>等の条項を設けている<sup>5</sup>。

## ① 一般例外

一般例外では、銃器、麻薬、人体に有害な物質を含む物品、ワシントン条約保護対象動物、文化財等について、輸出入の制限を行うことが、「恣意的又は正当と認められない差別」や「偽装された貿易制限」でないことを条件に許容されるとしている。

なお、一般例外の濫用についての紛争処理手続き（DS）提訴例は多数ある（特に恣意的又は正当と認められない差別のもの）。

<sup>1</sup> 経産省 HP「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」

(<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190701006/20190701006.html> (2019 年 7 月 29 日アクセス))

<sup>2</sup> いずれかの国に与える最も有利な待遇を他の全ての加盟国に対しても与えなければならないとの原則。

<sup>3</sup> 他の締約国の産品及び供給者に与える待遇を自国の産品及び供給者に与える待遇と差別しない原則。

<sup>4</sup> GATS 第 14 条、14 条の 2 にも同様の内容の規定がある。

<sup>5</sup> 経産省 「2019 年版不公正貿易報告書」第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 4 章正当化事由

([https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/fukosei\\_boeki/report\\_2019/pdf/2019\\_02\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/pdf/2019_02_04.pdf) (2019 年 7 月 31 日アクセス)) 参照。

## ② 安全保障例外

昨年の米国の鉄鋼・アルミニウムの輸入制限、今回の日本の輸出管理の運用見直し共に関係するのが、この安全保障例外である。安全保障例外は、『加盟国自身が「自国の安全保障上の重大な利益」の有無を判断できる』とされ、①の一般例外とは異なり、『濫用防止規定がなく、各加盟国に広範な裁量を与えている』<sup>6</sup>。具体的な例としては、安全保障貿易管理、米国の対キューバ経済制裁（ヘルムズ・バートン法）、紛争ダイヤモンドの輸出入規制が挙げられる。

なお、DSのパネル・上級委において適用解釈が示されたのは、1件のみである<sup>7</sup>。

### (2) 輸出規制の扱い

一般に貿易制限というと輸入に関して、と思いがちあるが、中国のレアアース輸出制限問題で注目されたように、WTO協定は、輸出についても自由化の原則を取り、規制を例外としている<sup>8</sup>。

この例外の代表的なものとして、上記(1)①でも挙げたワシントン条約、②に挙げた安保理決議や国際条約などに基づく武器・核兵器などの大量破壊兵器等への転用が懸念される貨物や技術等の輸出規制が挙げられる<sup>9</sup>。

## 2. 我が国の「輸出管理」～多くの規律が存在、安全保障目的のものもその一つ～

### (1) 輸出管理

我が国のモノの輸出入・関税等徴収を管理する代表的な部署は税関ということは多くの方がご存知であろう。この税関による水際取締<sup>10</sup>において取締られる、輸出入が禁止・規制されている具体的対象は、関税関係法令のみでなく、その他多くの法令によっても、禁止、許可・承認等の必要を含め定められている<sup>11</sup>。

このうち輸出関係での規制（輸出管理）についてみると、以下の関税関係法令以外の法令が関係しており、貨物を輸出する際、これらの法令により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合には、該当する法令の規定に基づいて許可・承認等を受け、輸出申告又は当該申告に係る審査又は検査の際にその旨を税関に証明して確認を受けなければ輸出は許可されない。

<sup>6</sup> 経産省 「2019年版不公正貿易報告書」第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース 第4章正当化事由、P211 ([https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/fukosei\\_boeki/report\\_2019/pdf/2019\\_02\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/pdf/2019_02_04.pdf) (2019年7月31日アクセス))

<sup>7</sup> 本年4月5日にパネル報告書が回付されたロシアの対ウクライナ措置 (DS512)。

<sup>8</sup> 例えば、かつて日本が米国の要求で行なったような輸出自主規制は禁止されている。

<sup>9</sup> 特に安全保障貿易管理については国際的な不拡散体制強化のために、実効性向上の為の国際協力も強化されており、例えば世界税関機構 (WCO) の取り組み、我が国での主催するアジア輸出管理セミナーなど有る。

<sup>10</sup> 税関 HP 水際取締 (<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/index.htm> (2019年8月13日アクセス))

<sup>11</sup> 税関 HP 輸出入禁止・規制品目 ([http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5501\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5501_jr.htm) (2019年8月13日アクセス))

【図表 1：輸出関係他法令一覧表】

法令名	主な品目	主管省庁課
外国為替及び外国貿易法（外為法） 輸出貿易管理令	武器・化学兵器、麻薬、ワシントン条約該当物品、特定有害廃棄物等	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易審査課 貿易管理課
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品 天然記念物 重要有形民俗文化財	文化庁文化財第一課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等	環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理課
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	厚生労働省医薬・生活衛生局
大麻取締法	大麻草、大麻草製品	監視指導・麻薬対策課
あへん法	あへん、けしがら	
覚せい剤取締法	覚醒剤、覚せい剤原料	
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひるなどの家きん、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、稲わら（一部）	農林水産省消費・安全局 動物衛生課
植物防疫法	植物（顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む））、有害植物、有害動物（昆虫・ダニ等）	農林水産省消費・安全局 植物防疫課
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省自動車局 自動車情報課

（出典）税関 HP 「5501 税関で確認する輸出関係他法令の概要（カスタムスアンサー）」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5501\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5501_jr.htm)（2019年8月13日アクセス）

## （2）安全保障を目的とした輸出管理<sup>12</sup> ～今回の運用見直しの内容は？～

### ①輸出管理制度の概要

7月来話題となっている安全保障を目的とした輸出管理は、図表1冒頭の外為法の下にある輸出貿易管理令に関するものである。我が国では、化学兵器禁止条約等の国際条約、国際的な輸出管理に関する合意（国際輸出管理レジーム）等に基づき、

- ア) 国際レジームで合意された貨物・技術<sup>13</sup>については、全て、輸出の際に経産大臣の個別・包括許可を必要とする制度（リスト規制）、
- イ) その他の全貨物・技術（但し、食料品、木材等大量破壊兵器の開発等とは関係がない一部の品目・技術を除く）について、一定の要件<sup>14</sup>を満たした際に経産大臣の個別

<sup>12</sup> 詳細は、安全保障貿易情報センター HP 「輸出管理の概要」

[http://www.cistec.or.jp/export/yukan\\_kiso/anpo\\_gaiyou/index.html](http://www.cistec.or.jp/export/yukan_kiso/anpo_gaiyou/index.html)（2019年7月29日アクセス）、「韓国向け輸出管理の運用の見直しに関する解説資料」<http://www.cistec.or.jp/service/kankoku.html>（2019年8月13日アクセス）、経産省 HP 大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて 「制度の概要と今回の制度見直しの内容」

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/export\\_control\\_korea/pdf/gaiyo\\_ip.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/export_control_korea/pdf/gaiyo_ip.pdf)（2019年7月29日アクセス）、「輸出貿易管理例の一部を改正する政令が閣議決定されました」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190802001/20190802001.html>（2019年8月13日アクセス）、第25回産業構造審議会総会（8月9日開催）資料3「通称政策の進捗状況について」P7

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/pdf/025\\_03\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/pdf/025_03_01.pdf)（2019年8月13日アクセス）参照。

<sup>13</sup> 兵器そのものや兵器の開発に利用できる高い性能を持つ汎用品など15項目が省令に記載されている。

<sup>14</sup> 経産大臣により通知があった場合（インフォーム要件）と契約書等により用途や受容者に兵器の開発等に関する懸念がある場合（客観要件）。

許可を必要とする制度（キャッチオール規制）  
で構成されている。

輸出管理に関する国際的な条約及び 4 つの国際的レジームに参加し、キャッチオール規制を厳格に実施している国（いわゆる「ホワイト国」）への輸出については、

- a) リスト規制品目（個別輸出許可<sup>15</sup>を受けることが基本）につき、9 割程度の品目について 3 年間有効な包括的な輸出許可を認め、個別の輸出許可申請を免除
- b) キャッチオール規制の対象外

とする優遇措置がとられている。

【図表 2 4 つの国際輸出管理レジーム】<sup>16</sup>

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	(1) 原子力専用品・技術 ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント  (2) 原子力関連汎用品・技術	(1) 化学兵器 ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備  (2) 生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	(1) 大型のミサイル・無人航空機  (2) 小型のミサイル・無人航空機、関連機材・技術	(1) 武器  (2) 汎用品 ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	4 8 か国	4 2 か国 + EU	3 5 か国	4 2 か国
4. 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ	アイスランド、トルコ、	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、
	ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン	ウクライナ	ロシア、ウクライナ	ロシア、ウクライナ
	ブラジル、メキシコ、	メキシコ	ブラジル	メキシコ
	中国	インド	インド	インド
	南アフリカ		南アフリカ	南アフリカ

(出典) 経産省 HP 「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」 制度の概要と今回の制度見直しの内容 P2

([https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/export\\_control\\_korea/pdf/gaiyo\\_jp.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/export_control_korea/pdf/gaiyo_jp.pdf) (2019年7月29日アクセス))

「ホワイト国」とされている国は、現在（運用見直し施行前時点）、図表 2 の赤い囲みにある 27 カ国<sup>17</sup>である。

<sup>15</sup> 個別とは、輸出契約毎であり、有効期限は原則 6 ヶ月（これより長期も可能）。（安全保障貿易情報センター HP 韓国向け輸出管理の運用の見直しに関する解説資料「韓国向け輸出管理の運用見直しに 関連する法制度運用についての誤解—混乱回避のために正確な理解を!」（<http://www.cistec.or.jp/service/kankoku/190805setumeishiryo.pdf> (2019年8月13日アクセス) 参照)

<sup>16</sup> 経産省 HP 「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」 制度の概要と今回の制度見直しの内容 ([https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/export\\_control\\_korea/pdf/gaiyo\\_jp.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/export_control_korea/pdf/gaiyo_jp.pdf) (2019年7月29日アクセス)) P2

<sup>17</sup> 韓国は 2004 年にアジアで唯一格上げ。

なお、当然ながら、他の加盟国においても類似の貿易管理が行われているが、dual-use<sup>18</sup>物品についての優遇措置の供与対象はそれぞれ異なる。例えば、EU、加、豪について見ると以下の通り<sup>19</sup>。

	対象国
EU <sup>20</sup>	豪、加、日、NZ、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、米国
加 <sup>21</sup>	豪、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、伊、日、ルクセンブルク、蘭、NZ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、西、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米国
豪 <sup>22</sup>	オーストリア、ベルギー、ブルガリア、加、チェコ、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、伊、日、ルクセンブルク、蘭、NZ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、西、スウェーデン、スイス、英、米国

## ②今回の運用の見直し

本年7月1日、経産省から韓国向け輸出管理制度の見直しが行われることが発表されたが、その内容は、

- ア) 韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し（いわゆる「ホワイト国」からの除外）に向けた関係政令改正案のパブコメの開始（7月24日まで）、
- イ) 7月4日からのフッ化ポリイミド<sup>23</sup>、レジスト<sup>24</sup>、フッ化水素<sup>25</sup>の3品目の韓国向け輸出許可の個別輸出許可への切り替え

であった。

<sup>18</sup> 軍用民生用双方に用いることのできる物品・技術。

<sup>19</sup> 米国は、商務省産業安全保障局により、細かく優遇措置を区分されているので割愛する（対象国も日、EU、加、豪より多様）（<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulation-docs/2254-part-738-commerce-control-list-overview-and-the-country-chart-1/file>、<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2383-supplement-no-1-to-part-738/file>（2019年8月14日アクセス））

<sup>20</sup> EU Commission Directorate-General for Trade HP, “Dual-use trade controls” EUGEAs（<https://ec.europa.eu/trade/import-and-export-rules/export-from-eu/dual-use-controls/>（2019年7月31日アクセス））

<sup>21</sup> Government of Canada, Export permits and restrictions Notice to Exporters No.177- Multiple destination permit for dual-use items 8.,10.（<https://www.international.gc.ca/controls-controles/systems-systemes/excol-ceed/notices-avis/177.aspx?lang=eng>（2019年7月31日アクセス））なお、米国については他の優遇国と異なり許可自体要らない模様（10.参照）

<sup>22</sup> Australian General Export Licences AUSGEL 1（<http://www.defence.gov.au/ExportControls/AUSGEL-General.asp>（2019年7月31日アクセス））

<sup>23</sup> テレビ、スマートフォンの有機ELディスプレイに使われるもの。安全保障貿易情報センターによると、WAに基づき、ハイスペックのものはリスト規制対象（脚注12資料参照）。

<sup>24</sup> 感光材。半導体製造の前工程で使用されるもの。安全保障貿易情報センターによると、WAに基づき、ハイスペックのものはリスト規制対象（脚注12資料参照）。

<sup>25</sup> エッチングガス。レジストと同様、半導体製造工程で使われるもの。安全保障貿易情報センターによると、AGに基づき規制されており、半導体製造用はほぼ全てリスト規制対象（脚注12資料参照）。

## ア) カテゴリーの見直し

二国間政策対話が一定期間開かれていないなど信頼関係が損なわれていること、通常兵器キャッチオール規制が不備であること、審査等の体制の脆弱性により、法執行の適切性が確認できないことを理由として、韓国をいわゆる「ホワイト国」から除外するとともに、カテゴリーを4カテゴリーに再分類し、いわゆる「ホワイト国」と「非ホワイト国」としていた名称をカテゴリーA～Dに変更するという内容（従って、韓国はカテゴリーB）で、8月2日に閣議決定、7日公布、28日施行となっている。

韓国向け輸出規制の具体的変更は、これまで受けられた優遇措置（包括許可制度、キャッチオール規制の適用除外）が利用できなくなるというものである。

【図表3 国別・品目別許可手続き】

品目 国別カテゴリー	キャッチオール 規制	リスト規制	
		一般包括*	個別許可 (原則、本省等)
グループA (輸出令別表第3の国・地域)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般包括*</li> <li>特別一般包括**</li> <li>個別許可(原則、地方局等)</li> </ul>	個別許可 (原則、本省等)
グループB (輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別一般包括 (韓国向け3品目を除く)</li> <li>個別許可(原則、地方局等)</li> </ul>	個別許可 (原則、本省等)
グループC (グループABDのいずれにも該当しない国・地域)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別一般包括</li> <li>個別許可 (原則、地方局等)</li> </ul>	個別許可 (原則、本省等)
グループD (輸出令別表3の2、別表4の国・地域 (いわゆる「懸念国」)	○	個別許可 (原則、本省等)	

\* 一般包括許可:

取得した企業は、個別許可の取得が不要となる。取得にあたって、輸出管理内部規定の整備は不要。

\*\* 特別一般包括:

取得した企業は、個別許可の取得が不要となる。取得にあたって、輸出管理内部規定の整備等が要件。

国別・品目別の個別の事情がある場合、この整理によらないものもある。

(出典) 経産省 HP「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」 制度の概要と今回の制度見直しの内容 P3

([https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/export\\_control\\_korea/pdf/gaiyo\\_jp.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/export_control_korea/pdf/gaiyo_jp.pdf) (2019年8月13日アクセス))

## イ) 3品目の個別輸出許可

フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素は、日本が世界のシェアの大半<sup>26</sup>を供給していることから適切な輸出管理責任を果たす必要があること、短期間で供給を求められ、輸出者の輸出管理が不適切になる傾向があること、実際に輸出管理の不適切事案が発生してい

<sup>26</sup> 2019年7月12日 Bloomberg 報道によると、日系の世界シェアはそれぞれ、90%、90%、70%。

(<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2019-07-12/PUIT1KT0G1L501> (2019年8月13日アクセス))

ることを理由として、韓国向け輸出等の包括輸出許可制度の対象から外し、個別輸出許可申請を求めることとされた<sup>27</sup>。

### 3. 終わりに

米国が昨年鉄鋼・アルミニウムの輸入について安全保障例外としたことに複数国が保護貿易目的の利用とし、DS 提訴したことで、例外規定は注目を浴びるようになったが、以前から例外規定を根拠とした様々な貿易制限濫用の拡大の可能性が指摘されてきていた<sup>28</sup>。世界で保護主義的動きが増加する中、貿易制限措置の在り方が WTO の根幹を揺るがしかねないこともあり、今後、より注目されていくと思われる<sup>29</sup>。

こうした中、誤解、不要な混乱、対立を生まないためにも、政府は制度への正確な理解が深まるよう一層努力し、一方、報道側は制度をきちんと理解の上で正確に報道すべきであり、今後はしっかりと取り組むべきである。

/以上

2019年8月16日

---

<sup>27</sup> 標準処理期間は 90 日。なお、個別許可に切り替え以降に申請が出たもののうち、安全保障上、懸念がない取引であることが確認できた最初の案件について、輸出許可が付与されたことが、公表されている（経産大臣閣議後の記者会見（8月8日）（<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2019/20190808001.html>（2019年8月13日アクセス））。

<sup>28</sup> WTO HP, “Export Restrictions and the WTO Law: Regulatory Deficiency” or “Unintended Policy Space” ([https://www.wto.org/english/res\\_e/publications\\_e/wtr10\\_forum\\_e/wtr10\\_21may10\\_e.htm](https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/wtr10_forum_e/wtr10_21may10_e.htm)（2019年8月13日アクセス））

<sup>29</sup> Chad P. Brown, “Trump’s Assault on the Global Trading System And Why Decoupling From China Will Change Everything”, Foreign Affairs August 12, 2019 (<https://www.foreignaffairs.com/articles/asia/2019-08-12/trumps-assault-global-trading-system>（2019年8月16日アクセス））でも、トランプ政権のように、経済＝安保といった安全保障例外の拡大解釈は、従来の政権において保護主義の抜け穴となり、他国に濫用されることを懸念し、用いらなかった考え方であり、無制限な保護主義をもたらすものであると指摘している。

## 【参考 GATT1995 第 20 条及び 21 条】

### 第二十条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

- (a) 公徳の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 金又は銀の輸入又は輸出に関する措置
- (d) この協定の規定に反しない法令(税関行政に関する法令、第二条 4 及び第十七条の規定に基づいて運営される独占の実施に関する法令、特許権、商標権及び著作権の保護に関する法令並びに詐欺的慣行の防止に関する法令を含む。)の遵守を確保するために必要な措置
- (e) 刑務所労働の産品に関する措置
- (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置
- (g) 有限天然資源の保存に関する措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。
- (h) 締約国団に提出されて否認されなかつた基準に合致する政府間商品協定又は締約国団に提出されて否認されなかつた政府間商品協定のいずれかに基く義務に従つて執られる措置
- (i) 国内原料の価格が政府の安定計画の一部として国際価格より低位に保たれている期間中、国内の加工業に対してその原料の不可欠の数量を確保するために必要な国内原料の輸出に制限を課する措置。ただし、この制限は、国内産業の産品の輸出を増加するように、又は国内産業に与えられる保護を増大するように運用してはならず、また、無差別待遇に関するこの協定の規定から逸脱してはならない。
- (j) 一般的に又は地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠の措置。ただし、このような措置は、すべての締約国が当該産品の国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するものでなければならず、また、この協定の他の規定に反するこのような措置は、それを生ぜしめた条件が存在しなくなつたときは、直ちに終止しなければならない。締約国団は、千九百六十年六月三十日以前に、この(j)の規定の必要性について検討しなければならない。

### 第二十一条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
  - (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
    - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
    - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
    - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
  - (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げること。
- (出典) 経産省 HP、WTO 協定集 関税及び貿易に関する一般協定

([https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/wto\\_agreements/custom\\_duty/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_agreements/custom_duty/index.html) (2019年8月13日アクセス))